函館市の景観に対する取り組みと景観整備機構の指定等について

2016.11.24

函館市都市建設部まちづくり景観課 長谷部 毅

函館市の景観に対する取り組み

景観行政の経過

昭和57~58年 西部地区伝統的建造物群調査

函館市西部地区歴史的景観条例の制定 昭和63年

歴史的景観地域の指定(現:都市景観形成地域)

函館市景観形成基本計画の策定

伝統的建造物群保存地区の指定

函館市西部地区歴史的町並み基金の設置 平成 4年

函館市都市景観条例の制定 平成 6年

函館市都市景観形成基本計画の策定

函館市屋外広告物条例の制定

函館市景観計画の策定





函館市の景観に対する取り組み

- 景観形成のための施策
 - 1) 伝統的建造物などの歴史的建造物に対する支援 外観の修理に要する費用,防寒改修に要する費用,歴史的建造 物を取得する場合の借入金の利子に対する助成



- 2) 歴史的な町並みに配慮した建物に対する支援 外観修景補助(伝統的建造物風),建築奨励金制度(函館らしい 歴史的な景観に配慮)に対する助成
- 3) 技術的支援 景観アドバイス制度による景観アドバイザーからの技術的支援

歴史的建造物の現状と課題

- 歴史的建造物の現状と課題
 - 建物の老朽化が著しい(建築年次:明治から昭和初期)
 - 居住環境等が悪い(断熱性やバリアフリー化されていない)
 - 所有者の高齢化などによる後継者の確保



■ 現状のままでは歴史的町並みを後世に 引き継いでいくことが困難な状況にある





■ 平成27年度から『歴史的建造物継承・活用推進事業』を進める。 歴史的建造物を活用しながら将来に継承していくため、3つの方針に 基づくパッケージ型の事業を進め、市民だけではなく多くの観光客にも 喜ばれる町並みづくりを推進する。

歴史的建造物継承・活用推進事業 平成27年度~

- 方針1 適正に維持されていくこと
 - 現状把握 ⇒ 歴史的建造物保全調査の実施
 - ・調査結果 ⇒ 外観修理を促し, 適正に維持保全・活用
- 方針2 安心・安全・快適であること
 - ・防災対策 ⇒ 耐震対策, 防火対策に対する支援
 - ・防寒対策 ⇒ 防寒改修補助制度の拡充
 - ・使い勝手の改善 ⇒ 内部改修に対する支援
- 方針3 適切に引き継がれていくこと
 - ・継承支援 ⇒ 継承方法に対する支援 (景観整備機構の指定など)
 - ・意識啓発 ⇒ 所有者の想いを後世に伝える
 - ・マッチング ⇒ 建物を手放す予定者と活用希望者とを繋げる

景観整備機構の指定制度 平成27年度~

『歴史的建造物継承・活用推進事業』に取り組むとともに、民間活力を

活用した良好な景観の形成を推進していくため、景観法に基づく「景観整備機構」の指定制度を活用する。





平成27年7月8日

景観法に基づく「函館市景観整備機構指定要領」を制定

景観整備機構の指定

団体名 特定非営利活動法人 はこだて街なかプロジェクト

設立年 平成17年6月

会員数 48人(1級・2級建築士,不動産鑑定士,測量士,

宅地建物取引士,司法書士等)

活動内容 「空地に花を咲かせよう」プロジェクトの実施

「西部地区空き地空き家相談」の実施

「空き家再生ビジネスモデル事業」の実施

「西部地区の景観に配慮した広告物」の作成

「歴史的建造物の調査」 など

平成27年7月30日 同団体から「景観整備機構指定申請書」受理

平成27年8月10日

同団体を景観法に基づく「函館市景観整備機構」第1号に指定



景観整備機構として行う業務

- 1) 西部地区の景観形成に関する相談(法第93条第1号)
 - 西部地区空家・空地相談実地アドバイス
 - 西部地区空き家・空き地および住まい相談
- 2) 良好な景観形成に関する歴史的建造物調査および景観調査 (法第93条第6号)
 - ・ 函館の建築文化財の調査・利活用によるまちの魅力づくり促進
 - はこだて街なかみてあるきマップ和洋折衷建築物編作成
 - 景観形成街路沿いの屋外広告物の効果調査
- 3) 歴史的な公共建築物に関する利活用促進の計画(法第93条第7号)
 - 函館の公共建築物利用促進
- 4) 良好な景観形成を進める団体との連携(法第93条第7号)
 - NPO法人れきけんと(一社)北海道建築士会へのヘリテージマネジメント専門職育成講座への協力

歷史的建造物保全調查 平成27年度~

- 西部地区で市が指定等をしている歴史的建造物
 - 伝統的建造物 77件
 - ▶ 景観形成指定建築物等 48件
 - 景観登録建築物 10件 計135件
- 歴史的建造物保全調査の目的

「歴史的建造物継承・活用支援事業」に基づき、歴史的建造物の現況 を調査し、歴史的建造物の歴史的文化的遺産の価値を損なうことのないよう、維持修繕計画を策定し、同計画に基づく維持修繕費の概算額

の算出および、これらに基づき所有者等に対し、 適正な維持修繕方法や今後の活用等について の助言等を行い、歴史的建造物をより良好な 状態で後世に引き継いでいくとともに、歴史的 町並み景観の保全・保存を図り、都市景観行政 の推進に資することを目的とする。



歷史的建造物保全調查 平成27年度~

■ 調査の内容

1) 現況調査

建物の外観の劣化状況や傾き具合,内部の状況等を目視・打診・触診・計測等により調査を行う。

平面図・立面図等がない場合は作成する。

- 2)維持修繕計画の策定 現況調査の結果,修理基準・保全基準等に 基づき,維持修繕計画を策定する。
 - ア 維持するための方策(適切な修繕方法,継承方法等)
 - イ 維持修繕費の概算額(外観復原に係る経費の概算額を含む。)
 - ウ 長期修繕スケジュール(30年間)
- 3) 報告書の作成・所有者等への説明 報告書を作成し、所有者等に対し説明を行い、適切な維持保全・ 修繕を促す。